

山梨県埋蔵文化財事務取扱要項

(目的)

第1条 この要項は埋蔵文化財に関わる事務処理について定める。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第2条 新たに埋蔵文化財包蔵地を発見した知事はその包蔵地の所在する市町村教育委員会に通知し、また新たに埋蔵文化財包蔵地を発見した市町村教育委員会は知事に通知し、文化財保護法（以下「法」という。）第95条の規定に基づき、互いに埋蔵文化財包蔵地の周知の徹底を図るための処置を講ずるものとする。

2 法第95条の規定に基づき、地方公共団体は発掘調査の範囲及び時代又は残存状況を把握するため、埋蔵文化財包蔵地の試掘・確認調査を実施するものとする。試掘調査の範囲は対象面積の約5%とする。なお、残存状況等応じて範囲を変更することができる。

(保護の対象とする埋蔵文化財の範囲)

第3条 埋蔵文化財の保護の対象とする時代の範囲は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（文化庁次長通知 平成10年9月29日 庁保記第75号）に準拠して、以下の基準で処理するものとする。

- (1) おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。中世と近世の区分は西暦1603年をもってする。
- (2) 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができる。必要なもの対象は各市町村の指定文化財を一定の基準とすることができる。近世と近現代の区分は西暦1867年をもってする。
- (3) 近現代に属する遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができる。各市町村において地域の歴史にとって欠くことのできない遺跡で、市町村史（誌）・県史等の歴史的資料をもとに発掘調査の対象とすることができる。
- (4) 発掘調査を要する基本的な範囲は別表1に定める。

(発掘調査等の届出)

第4条 法第92条第1項に基づき発掘調査を実施する場合の届出は第1号様式とし、知事の指示は第2号様式とする。

(土木工事等の届出・通知)

第5条 法第93条に基づく届出は第3号様式、また法第94条に基づく通知は第4号様式とする。

(発掘調査の指示の基準)

第6条 発掘調査等の指示は以下の基準に従って処理するものとする。

(1) 発掘調査は工事等によって埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を実施する。また直接掘削や破壊が及ばない場合であっても、30センチメートル以上3メートル以下の保護層を確保できていない場合には、発掘調査の指示とする。指示の基準は別表2に定める。発掘調査の指示の通知は第5号様式とし、試掘調査の指示は第6号様式とする。

(2) 工事立会は

- ① 掘削の範囲が遺構等の所在する層位に達しない部分で行われる等、地下遺構に影響を与えないと考えられる場合。
- ② 既に行われている工事その他による遺構等の破損の範囲内で行われ、新たに地下遺構等への影

響を生じないと考えられる場合。

- ③ 盛土の厚さが薄く、地下に対する加圧の程度その他の観点から、地下遺構に影響を生じないないと考えられる場合とする。

但し、この場合事業者に対して遺構・遺物が発見された場合にあっては、記録をとる等の措置を講ずることをあらかじめ周知しておくものとする。指示の通知は第7号様式とする。

なお、山梨県の『事務処理の特例に関する条例』（平成十一年山梨県条例第四十七号）第二条第十項により、市教育委員会が行うこととする。

- (3) 慎重工事は工事内容から、発掘調査および工事立会の必要のない場合や、または埋蔵文化財の範囲であるが工事内容が軽微であり、埋蔵文化財に影響を与えないと考えられる範囲で実施される場合は慎重工事の指示とする。但し、この場合事業者に対して遺構、遺物が発見された場合は、速やかに当該地方公共団体に連絡するよう求めることとする。指示の通知は第8号様式とする。

なお、山梨県の『事務処理の特例に関する条例』（平成十一年山梨県条例第四十七号）第二条第十項により、市教育委員会が行うこととする。

(遺跡の発見)

第7条 遺跡の発見の場合の通知等の記載事項は「埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則」（昭和29年文化財保護委員会規則第5号）第4条に準じて、遺跡発見の届出・通知は第9号様式とし、発掘調査の通知は第10号様式とし、試掘・確認調査の通知は第11号様式とし、工事立会の通知は第12号様式とし、慎重工事の通知は第13号様式とする。

(地方公共団体による発掘調査)

第8条 法第99条第1項の規定に基づき、発掘調査を実施した地方公共団体は知事に通知することができる。この場合は様式14号様式とし、終了通知は第15号様式とする。

(県帰属の通知)

第9条 法第105条第1項の規定の基づく発見者への通知は第16号様式とし、土地所有者への通知は第17号様式とする。

(県保有)

第10条 条例第30条の規定により、県が保有する場合の基準は次のように定める。

- (1) 県の機関が発掘調査したものは原則として県が保有する。
- (2) 市町村の機関が発掘調査したものは原則として市町村保有とする。
- (3) その他の機関が発掘調査したものについては、原則として市町村保有とする。
- (4) 県以外の機関が発掘調査したものであっても、発見者並びに土地所有者の同意を得るとともに、県文化財保護審議会の意見を聴いて、県保有とすることができる。

(監査)

第11条 地方公共団体等の専門職員が発掘調査を実施して出土した埋蔵文化財以外については、出土層位、出土状況、遺物の残存状況、遺物の組合せ等を勘案して、専門職員が判断するものとする。

附則 この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。